

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第14号

新たな県立郷土館の整備に関する意見書（可決）

青森市本町地区に所在している青森県立郷土館は、耐震性の不足により休館中となっているほか、令和3年5月に公表された青森市洪水ハザードマップにより、津波浸水区域にある。

このことから、青森県教育委員会では、県立郷土館の整備に係る基本方針の策定に向けて、今後の整備方針等を整理、検討するため、学識経験者等で構成する青森県立郷土館整備検討会議を設置し、その会議を経て、整備場所の候補地として青森市、弘前市、八戸市の3市に対し意向調査を実施したところである。このような中、8月8日には弘前市長、8月21日には八戸市長が誘致を表明し、本市においても当該意向調査に対し、青森市への整備を求める旨の回答をしたところである。こうしたことを踏まえ、青森市議会としても去る8月27日、新たな青森県立郷土館の整備について、市と市議会が一丸となって県に対し働きかける旨の要望書を西市長に提出したところである。

申し上げるまでもなく、青森市は、県庁所在地として県内各地からのアクセスが容易であり、新幹線・在来線・高速道路・空路・港湾が集約する交通拠点として、市民はもとより国内外の観光客にとっても利便性が高く、青森県の中央に位置しているため、全ての県民が等しく利用しやすい地理的優位性を有している。

特に、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文文化遺跡群」の構成資産である「特別史跡三内丸山遺跡」をはじめ、市内には歴史や文化・芸術をテーマとする施設が多数所在し、公共交通の面でも周遊できる環境が整っていることから、青森市が新たな県立郷土館の整備場所として最もふさわしいと考えている。

加えて、半世紀以上にわたり青森市に所在してきた県立郷土館は、市民によって郷土の歴史や文化を身近に感じ、誇りを育んできた象徴的な存在となっており、その存在が失われることに対して、市民から大きな寂しさや不安の声が上がっていることから、長年培われてきた地域の記憶と市民感情を大切に受け止めていただきたい。

上記を踏まえ、新たな県立郷土館の整備場所を青森市としていただくよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

議員提出議案第15号

再審法（刑事訴訟法）の一部改正を求める意見書（否決）

罪を犯していない人が、誤った捜査・裁判によって自由を奪われ、仕事や家庭を失い、築き上げてきた人生の全てを、甚だしい場合には死刑によって生命さえ奪われる冤罪は、速やかに救済されなければならない。

しかし、冤罪事件は後を絶たず、その救済に気の遠くなるような年月がかかるという実態がある。最近では、袴田事件は事件発生から無罪確定まで約58年、福井女子中学生殺人事件では逮捕から再審開始決定まで約38年かかっている。これらの事件については、マスコミでも取り上げられ、再審についてのルールの在り方が社会問題となっている。

そもそも、刑事訴訟法は明治憲法の下に作成され、戦後、刑事訴訟法は全面的に改正された。

しかし、再審法は戦前の規定のまま改正されず、刑事訴訟法第4編のほとんどが残り、現在まで76年間見直しがされず、続いていることに原因がある。

このような再審の現状を踏まえて、2019年には「再審法改正の実現をめざす市民の会」が結成、2022年には日本弁護士連合会が改正実現本部を設置。2024年には再審法改正を目指す超党派の国会議員連盟が発足。本年6月には、衆参両院の半数を超える388人が加わった超党派議員連盟の下、野党6党（立憲民主党、国民民主党、れいわ新選組、日本共産党、参政党、社会民主党、）共同による改正法案が提出され、現在、衆議院で継続審査となっており、世論は再審制度の改正を大きく求めている。

以上を踏まえ、再審制度が真に冤罪被害者の救済となり、事件の真相を真に究明することができる制度となるよう、刑事訴訟法の再審に関する規定について、以下のとおり改正することを求める。

記

- 1 検察官の手持ち証拠の全面開示をすること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 再審請求人の権利や法廷の公開原則の規定を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月29日

議員提出議案第16号

生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活保護利用者への謝罪と早期被害回復を求める意見書（否決）

本年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、2013年から3回に分けて行われた平均6.5%、最大10%という大幅な生活保護費の引下げについて、国の違法性を認め、生活保護費の減額処分を取り消す判決を言い渡した。

本判決は、基準額引下げについて当時の物価の下落を踏まえたデフレ調整として約580億円削減したことの厚生労働大臣の判断や手続について、専門的な知識に基づく説明が必要だが、国が十分説明したということとはできないと指摘し、生活保護法第3条、第8条第2項に違反して違法と結論付けた。

本判決は、国が行った当該生活保護基準引下げの判断は、憲法第13条の個人の尊厳、憲法第25条第1項の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利という国民の極めて重要な権利を侵害したと厳しく断罪した判決である。

本判決を受け、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟における原告や弁護団は減額された分の生活保護費の支給や国からの早期の謝罪などを切実に求めている。

よって、政府においては、最高裁判決を重く受け止め、以下の点について、早期の対応を図ることを強く求める。

記

- 1 原告や保護費の引下げの影響を受けた全ての生活保護利用者に対して直ちに謝罪を行うこと。
- 2 各地の係争中の訴訟を速やかに終わらせ、早期に被害回復に取り組むこと。
- 3 その他の影響を受けた2013年当時から現在までの生活保護利用者に対する被害回復を進めること。
- 4 再発防止のため、違法とされた生活保護基準の設定に至る経過について原告、弁護団、当事者も入れた検証を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 29 日
